

「神戸市介護人材確保プロジェクト「コウベ de カイゴ」広報等委託業務」仕様書

第1. 目的

本業務は、神戸市内の介護・障害サービス事業所及び介護・障害者施設（以下、「介護サービス事業所等」という。）の介護職員確保・定着を主な目的とした介護人材確保プロジェクト「コウベ de カイゴ」の一環として、介護人材にかかる各種支援金等の公的施策情報等を Web サイトにて効果的かつ戦略的に発信することで、介護のイメージアップを図り、介護職員が将来的なキャリアプランを抱きながら誇りをもって仕事に従事することができるように支援するとともに、市内の介護サービス事業所等の情報にアクセスする機会の創出を図り、将来に渡り安定的に介護人材の確保・定着を推進していくことを目的とする。

第2. 概要

本業務は上記目的の達成のため、市内及び近隣市在住の介護職員、介護業界への求職者、日本での技能実習等を検討する外国人を主な対象（以下「重点対象者」という。）として、各種媒体を活用し、介護人材確保プロジェクト「コウベ de カイゴ」の広報等（※）に関する事業を戦略的に実施していく。

但し、介護人材の確保・定着の推進を効果的に図るために、重点対象者の変更や拡大等が必要だと考える場合は事前に提案すること。

（※個別具体的な業務内容は「第4. 委託業務内容」に記載）

第3. 契約期間

契約締結日（令和5年5月中旬頃）～令和6年3月31日

第4. 委託業務内容

1. Web サイトの更新・運営等

〔業務内容〕

神戸市の介護人材確保プロジェクト「コウベ de カイゴ」の特設 Web サイト「介護ではたらくみんなを応援！コウベ de カイゴ」（<https://kobedekaigo.city.kobe.lg.jp>）（以下「Web サイト」という。）を更新・運営する。なお、サイト内のコンテンツは以下ア～キのとおり。但し、コンテンツの変更・追加等が必要だと考える場合は、事前に具体的に提案すること。

ア NEWS（サイト更新のお知らせ・イベント情報等）

イ コウベ no サポート（介護職員及び介護サービス事業所等に対する研修・セミナーや補助金等の案内）

ウ カイゴ no シゴト（介護・障害サービスに関する仕事内容の紹介）

エ カイゴ no キャリア（介護職員のキャリアパスや資格情報）

オ カイゴ no ホンネ（ロールモデルとなるような市内介護職員のインタビュー記事）

カ カイゴ no ゲンバ（多様な取り組みを行う市内介護サービス事業所等の取材記事）

キ 日本で働くなら！コウベ de カイゴ（外国人介護職員向け情報ページ。以下「外国人向けページ」という。）（令和5年3月掲載予定）

〔留意事項〕

- (1) コンテンツの更新は、市と事前に協議し、市の承認を受けた情報を掲載すること。
- (2) イについて、市内介護職員及び介護サービス事業所が参加・活用できる研修や補助金について、神戸市施策だけでなく、国や兵庫県等の施策も満遍なく掲載すること。特に、国や兵庫県等の施策情報は、出来る限り受託者において情報収集し、新情報をスピード感をもって掲載できるように努めること。
- (3) オについて、本市の指定を受けた介護サービス事業所等で勤務する介護職員等を対象に取材（写真撮影を含む）を行うこと。なお取材先の選定については、公募を行う等して公平性を保つこと。なお、公募については、市からの告知が可能である。（（参考）令和4年度募集：<https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/902533053651.html>）
- (4) キについては、現在日本語とベトナム語、英語の3ヶ国語で運営を予定しているため、更新する場合は、3ヶ国語での更新とすること。
- (5) デザインやレイアウト等の変更は可能とする。但し、市と事前の協議の上承認を得ること。
- (6) Webサイトのサーバー運用については、市が別途契約を締結し、事業終了後も市が契約更新を行うものとする。
- (7) Webサイトの更新、運営にあたっては、別紙「神戸市ホームページ作成事業者用ガイドライン」に準拠すること。
- (8) Webサイトの仕様は以下のとおり。

CMS	: WordPress
動的 CMS ページ	: NEWS、コウベ no サポート、外国人向けページの一部
静的 CMS ページ	: カイゴ no シゴト、カイゴ no キャリア、カイゴ no ホンネ、カイゴ no ゲンバ、外国人向けページの一部
使用言語	: HTML、CSS、PHP、JavaScript 等

2. 広報活動

〔業務内容〕

WEB 広告や SNS、交通広告、イベント等の方法により、介護のイメージアップの促進及び「コウベ de カイゴ」の広報を効果的に行うとともに、戦略的・中長期的に重点対象者の Web サイトへのアクセスを創出できるように、SEO 対策やコンテンツマーケティング等の工夫を行うこと。具体的な方法及び内容について、事前に提案すること。

〔留意事項〕

- (1) Webサイトの令和5年度中のPV（ページビュー）数は、最低10,000以上となるように努めること。
- (2) SNSによる広報を行う場合は、本事業の専用アカウントやチャンネルを新規開設することにこだわらず、例えば神戸市公式フェイスブックアカウント「神戸市広報」「Kobe City」等の既存のアカウント等を活用することも可能とする。なお、アカウントを新規開設した場合は、新規・オリジナル投稿（シェアやリツイートは含めない）を月8回

以上行うことを必須とする。

(3) 令和4年度に実施した広報媒体は下記のとおりであり、同媒体を令和5年度事業内で再活用することも可能である。その場合は、具体的な内容及び方法について、事前に提案すること。

- ・ YDA・GDN に掲載したバナー広告（期間：令和4年10月26日～11月8日）
- ・ JR三ノ宮駅貼り広告（期間：令和4年11月7日～12月4日）
- ・ サイネージ動画（期間：令和5年1月23日～2月28日）
- ・ LINE 広告（期間：令和5年2月16日～3月1日）
- ・ Instagram 広告（期間：令和5年3月（予定））
- ・ リーフレットの配布（配布先：ハローワーク、初任者研修実施校、大学、専門学校、市内介護サービス事業所等）

3. 効果の検証

〔業務内容〕

本事業開始後、市と協議の上、本事業の目標を設定し、本事業が介護人材確保・定着のためにもたらした効果や Web サイト等の運営状況について、Google アナリティクス等を用いて、効果検証を行い、市へ報告するとともに、必要に応じて事業内容の修正等を提案及び実施すること。報告の頻度は、本事業開始後、市と協議して決定することとする。

なお、以下の内容を必須とし、具体的には提案すること。

- ア Web サイトのアクセス解析による訪問者の分析と効果の検証、課題の把握
- イ 広報活動の効果検証、課題の把握

〔留意事項〕

効果検証について、介護サービス事業所等へのヒアリング調査を実施すること。なおヒアリング先は、契約後、市と相談すること。

第5. 業務実施報告

業務実施後は、以下の内容を含む業務実施報告書を作成・提出し、本市の承認を得ること。

<業務実施報告書の内容>

- ・ 事業展開内容
- ・ 事業の効果、評価の検証結果
- ・ メディア掲出物
- ・ 広報業務記録
- ・ 事業の進捗状況、課題

第6. その他

- ・ 委託契約の締結については、本市所定の「委託契約約款」に基づくものとする
- ・ 業務開始にあたっては、実施体制、実施スケジュール、事故発生時の対応等を記載した業務計画書を作成し、本市の承認を得ること
- ・ 業務期間中、市と打ち合わせをした場合は、打ち合わせ翌日から3営業日以内に議事録を提

出すること

- ・本業務の内容に疑義が生じた際は、本市と協議の上定めること
- ・本プロジェクトの実施過程で作成した資料等については、市の要請があれば提出に協力すること
- ・本プロジェクトの成果物に係る著作権、所有権その他の権利等一切の権利は、本市に帰属する。受託者は、本市が本契約中だけでなくその以後においても、必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、著作権人格権を行使しない。

第7. 納入期限等

- ・令和6年3月29日（金）（業務実施報告書の提出を含む）
- ・業務実施報告書の納入形態 神戸市が指定する形態
- ・業務実施報告書の納入場所 神戸市が指定する場所